

# 観光施設における心のバリアフリー認定制度（宿泊・飲食・観光案内所）

高齢者・障がい者の方の旅行への障壁を取り除くには、ハード的な整備に加えて、  
 ① バリアフリー対応に関する情報の对外発信、② ソフト的な対応（筆談対応等）が不可欠。  
 そこで、上記2点に係る取組を確認した施設を認定・観光庁HPにて情報発信することで、  
 高齢者・障がい者の方々の旅行に対する障壁を取り除くことを目指す。

## 認定対象

観光客が訪れる以下の施設を対象



宿泊施設



飲食店



観光案内所

## 認定条件

- ① ソフト的なバリアフリー対応措置の実施  
 （例：筆談対応、移動式スロープの備置）
  - ② 年1回以上の従業員教育実施
  - ③ 施設のバリアフリー情報の積極的発信
- 認定した施設は観光庁HPで情報発信するとともに、  
 認定マークの使用を許可



## 制度の狙い

- ① バリアフリー情報の積極的な発信による、高齢者・障がい者の方への情報提供の促進
- ② ハードだけでは対応できないソフト的な「心のバリアフリー」の取組の促進
- ③ 観光庁HP・認定マークを活用した情報発信による、ユニバーサルツーリズムの推進

**➡ バリアフリー情報の見える化・ソフト施策の推進によるユニバーサルツーリズムの促進**